

別紙

(介護予防)短期入所 利用料金表

(指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業)

令和6年4月1日現在

①基本利用料(1日につき)

区 分		利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
要支援1		5,290 円	529 円	1,058 円	1,587 円
要支援2		6,560 円	656 円	1,312 円	1,968 円
要介護1		7,040 円	704 円	1,408 円	2,112 円
要介護2		7,720 円	772 円	1,544 円	2,316 円
要介護3		8,470 円	847 円	1,694 円	2,541 円
要介護4		9,180 円	918 円	1,836 円	2,754 円
要介護5		9,870 円	987 円	1,974 円	2,961 円

②加算料金

項 目	内 容	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
サービス提供強化体制加算(Ⅱ) (1日につき)	ご利用者に質の高い安定的な介護サービスの提供を行うため、一定割合以上の介護福祉士の配置を行います。	180 円	18 円	36 円	54 円
送迎加算 (片道につき)	身体の状態、地理的条件等により送迎を必要とする方に対して、リフト車や小型車により居宅と事業所間の送迎を行います。	1,840 円	184 円	368 円	552 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (利用開始～7日間まで)	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者に対して、緊急受け入れを行った場合に入所日から7日を限度に算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円
若年性認知症利用者受入加算 (1日につき)	受け入れた若年性認知症入所者等毎に個別の担当者を選任し、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うことで算定 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定する場合には算定不可	1,200 円	120 円	240 円	360 円

認知症専門 ケア加算Ⅰ (1日につき)	認知症介護に係る専門的研修修了者を一定数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施した場合に算定	30 円	3 円	6 円	9 円
機能訓練指導体制加算 (1日につき)	常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定	120 円	12 円	24 円	36 円
療養食加算 (1回につき)	医師発行の食事せんに基づき、ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び食事の提供が栄養士によって管理されている場合に算定	80 円	8 円	16 円	24 円
口腔連携強化加算	従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったとき、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り算定	500 円	50 円	100 円	150 円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことで1月につき算定	100 円	10 円	20 円	30 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ (1月につき)	介護職員のキャリアパス及び定量的要件を満たし、能力、資格、経験等に応じた処遇を実施すると共に、資質向上に向けた支援計画を作成して実施している場合に算定 ※令和6年5月31日まで算定	(利用者負担金+加算)×(83/1000)			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1月につき)	上記処遇改善加算を算定している事業所において、介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、技能・経験のある介護職員等の更なる処遇改善を実施している場合に算定 ※令和6年5月31日まで算定	(利用者負担金+加算)×(27/1000)			
介護職員等ベースアップ等支援加算	処遇改善加算を算定している事業所において、賃金改善が継続的に行われるよう、改善合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより処遇改善を実施している場合に算定 ※令和6年5月31日まで算定	(基本額及び該当する加算)×(16/1000)			

介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ） （１月につき）	経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置し、改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上で、職場環境の更なる改善、見える化、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備、賃金体系等の整備及び研修の実施等している場合に算定 ※令和 6 年 6 月 1 日から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、介護職員等処遇改善加算に一本化されます。	(利用者負担金+加算)×(140／1000)			
※以下の短期入所生活介護サービスの算定加算項目については、介護予防短期入所生活介護サービスの場合はありません。					
夜勤職員配置加算Ⅱ （１日につき）	要介護度の高いご利用者又は認知症日常生活自立度の重いご利用者に対し、夜間における手厚い介護サービスの提供を行うため、基準を上回る夜勤職員を配置している場合に算定	180 円	18 円	36 円	54 円
在宅中重度者受入加算 （１日につき）	当該事業所で訪問看護事業所に利用者の健康管理を行わせた場合に算定	4,170 円	417 円	834 円	1,251 円
緊急短期入所受入加算 （１日につき）	ご利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合に算定 緊急短期入所受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して 7 日（ご利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日）を限度とし算定	900 円	90 円	180 円	270 円
看護体制加算Ⅰ （１日につき）	ご利用者の健康や安全管理のため、常勤の看護師を配置した場合に算定	40 円	4 円	8 円	12 円
看護体制加算Ⅱ （１日につき）	看護職員の数が基準に適合し、24 時間の連絡体制を確保します。	80 円	8 円	16 円	24 円
看取り連携体制加算 （１日につき）	看取り期における対応方針を定め、対応方針の内容の説明、同意を得た看取り期の利用者に対するサービス提供を行った場合に算定（7 日を限度）	640 円	64 円	128 円	192 円

③その他

1) 介護保険の給付対象とならないサービス

①居住費	水道光熱費及び室料相当額(1日あたり)※令和6年7月31日まで	2,006 円
①居住費	水道光熱費及び室料相当額(1日あたり)※令和6年8月1日から	2,066 円
②食 費	食材料費及び調理費(1日あたり) 朝食 335 円 昼食 580 円 夕食 530 円	1,445 円

※ただし「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けられている方は、その段階に応じ、以下のよう
なご負担となります。※令和6年7月31日まで

利用者負担段階	滞在費(日額)	食費(日額)
第1段階	820 円	300 円
第2段階	820 円	600 円
第3段階①	1,310 円	1,000 円
第3段階②	1,310 円	1,300 円
第4段階	2,006 円	1,445 円

※ただし「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けられている方は、その段階に応じ、以下のよう
なご負担となります。※令和6年8月1日から

利用者負担段階	滞在費(日額)	食費(日額)
第1段階	880 円	300 円
第2段階	880 円	600 円
第3段階①	1,370 円	1,000 円
第3段階②	1,370 円	1,300 円
第4段階	2,066 円	1,445 円

2) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

当社会福祉法人と契約済みの市町村発行の「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の提示が
必要です。軽減率と減額する内容は「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」で定められたものと
します。

※ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた額(自己負担額)、
加算料金、滞在費(水道光熱費及び室料相当)、食費(食材料費及び調理費)の合計金額が利用料
金となります。